

名古屋市環境審議会 第6回 環境影響評価部会
会議録

1 開催日時
平成23年12月20日(火)午前10時～午前12時15分

2 開催場所
市役所第12会議室(東庁舎1階)

3 出席者

- (1) 審査委員(五十音順、敬称略)
- 土屋 由紀 (名古屋女子大学非常勤講師)
 - 鳥居 憲一 (公募委員)
 - 原田 彰好 (愛知県弁護士会)
 - 福井 清 (公募委員)
 - 吉久 光一 (名城大学理工学部建築学科教授)

計5名

(2) 事務局 地域環境対策部長始め9名

(3) 傍聴者 1名

4 議事及び意見等の要旨

事務局が、今回の部会の出席者が5名であり、部会が成立していることを確認した。また、本日のスケジュールについて簡単に説明した。

議題1：環境影響評価制度のあり方について

ア 法対象事業の事後調査手続に係る市条例の準用について

[部会長] 議題(1)環境影響評価制度のあり方について、「ア 法対象事業の事後調査手続に係る市条例の準用について」事務局から説明をお願いします。

[事務局] (資料1、参考資料について説明)

[部会長] ありがとうございました。法対象事業についても市条例の事後調査手続を準用できるように、環境省から通知がきたようですが、これについては、市が意見がある時には言えるということで、有効でいい方向ですね。

[委員] 事業者に事後調査をやっていただき、そのときに市長は、審査会の意見を聞いて必要な措置を要請することになると思います。要請は何も強制力はない訳ですが、事業者がそれを聞いて、やりませんと言ったら終わりなのですか。

[事務局] 環境影響評価は、規制ではなく自治体や市民の意見を聞いて、環境に良い事業を形成していくための仕組みで、事後調査の結果、環境に著しい影響があった場合には、市条例では、事業者に対して追加措置の要請をすることができる規定となっています。規制ではなく要請ですから、市長としては、事業者にはその要望にできる限り対応していただくように働きかけていくこととなります。

[委員] 条例の29条の3項は、適切な措置を講じなければならないとなっているのですが、これは義務ですよ。

[事務局] 義務です。

[委員] 義務であれば、今委員が言われたこととはどういう関係があるのですか。

[事務局] 要請は、条例の第30条第2項の部分で、市長は、事後調査の報告書を受けた場合において審査会の意見を聞いた上で、その事業の影響が著しいときは事業者に対し環境保全に必要な措置を講ずるよう求めることができます。第3項は、そういう求めに応じて措置を講じたときは、内容を市長に報告しなければならない。そこは義務です。

[委員] 29条第3項との関係はどうですか。

[事務局] 29条第3項は、事後調査の中で必要な措置を行うという部分は義務です。例えば、騒音においては、うるさい機械を使ってしまったら違う機械に変えるというような措置を行うということです。

[委員] 結局、事業者に対して、条例で必要な措置を講じなければならないと義務づけているけれど、市長のほうは要請をするということになっているのですか。

[事務局] 第30条第2項は報告書をもらってからのお話で、第29条第2項は、事後調査を事業者がやっている間のお話ですので、時間的な違いがあります。

[委員] 何となくちぐはぐなような感じがします。

[事務局] 第30条第2項では、報告書が出た後に環境への影響が大きかった時に、市長が必要な措置を要請します。その措置を講じないときには、第48条で指導、勧告及び氏名公表の規定があります。

[部会長] これまでの環境アセスメントで、事後調査報告書をもらって、要請をしたことはありますか。

[事務局] 第30条第2項の要請は、都市高の騒音の関係が1件あります。場所は北区役所の前のところと、東片端の辺りです。

[部会長] 昭和の時代の話ですか。

[事務局] 工事は昭和かもしれませんが、事後調査ではっきりしたのは、平成13年、14年頃です。

[部会長] 事後調査は随分後なのですね。

[事務局] 大気、水質、騒音のような法律は規制ですので、罰則を伴って、基準以下にするよう縛りをかけていますが、アセスメントは、事業を行うときに、市民、行政、専門家の意見を伺うことで、より環境に配慮しながら事業にしていこうという手続です。法律も市条例も規制ではありませんので、その手続の中で罰則をかけるということはしていません。ただ、あくまでも予測ですので、その予測が合わない場合についての対応が書かれているということです。都市高速道路の場合ですと、当時のアセスメントの中では、環境保全目標に現況非悪化をあげていましたが、事後調査ではその環境保全目標を大きく超え、しかも要請限度まで超えてしまったので、その結果、原因や対策について、審査会に諮問して答申をいただき、その対応を図ったということです。

[委員] 法の主旨として罰則はないということですが、勧告をして措置を求めたとして、最終的な対応については、誰が見届けるのですか。法的には、勧告をして、公表しておしまいののですか。

[事務局] 名古屋市の条例では、最終的に従わなかった場合、事業者の氏名の公表で終わりです。アセスメントは事前の予測が主になりますけれども、実際に供用される段階になりますと、大気汚染や騒音など個別の法律の規制がかかるものについては、守っていなければ規制法、規制条例の罰則なり制度で、立ち入りや取り締まりが行われます。

環境基準については、望ましい基準ということですので、超えたからといってすぐペナルティがあるというわけではありませんが、環境行政の中で環境基準が守られていないものについては改善を図るように関係機関が一体となっていていろいろ努力をしていくことになると考えます。

[部会長] アセスメントの制度では氏名の公表までということですね。

[委員] 規制基準がある場合はいいのですが、規制基準がない場合については、事業者が居直った場合はなかなか是正ができないと思います。だから、第29条第3項で必要な措置を講ずることが義務になっていることとの関係で、市長の強制力を担保するような何らかの制度が必要ではないか、あってもいいのではないかという気がします。

[事務局] 環境アセスメントを行う事業者は大規模な、社会的信用を大事にされるような事業者ということになりますから、基本的には氏名公表で、かなりハンディを負うのではないかと思います。それに、事後調査については、この部会でも、今後審査会に諮る制度とするという方向で、事

務局が恣意的な何かをやるということもありませんし、今までもそのようなケースはありませんが、そういう意味ではいいのではないかと思います。

[部会長] では、よろしければ「イ 中間とりまとめ」に入りたいと思います。事務局から説明をお願いします。

イ 中間とりまとめ（環境影響評価制度のあり方について）（案）

[事務局]（資料2について説明）

[部会長] ありがとうございます。今の説明に対して、ご意見、ご質問をお願いしたいと思います。

[委員] 目次ですが、基本的に、この部会がかかわる内容について表現されていないといけないと思うのですが、項目に戦略的環境アセスメントが出てきていません。SEA 制度について相当のウエイトが置かれてもいいのではないかと考えていたのですが、部会としてのまとめ方として、それについてはどのように考えていったらいいのですか。

[部会長] 目次の2(1)より早い段階での環境配慮制度の導入というところがそれに相当するので、目玉ということで最初に来ているのではないかと思うのですが、事務局はいかがでしょうか。

[事務局] SEA については、今回、将来的な検討課題に回させていただきます、上位政策の部分と、法改正で導入された、より早い段階の部分と考えられます。第2回部会で整理させていただきましたが、今回はあくまでも、改正法に準じた配慮書制度を導入することになりますので、SEA という表現は出てきません。

[委員] 目次ではあえてSEA という言葉を使わず、早い段階での、ということで帳尻を合わせているのですね。

[部会長] 本文には戦略的環境アセスメントのことは書いてありますね。

[事務局] はい、それは紹介しています。

[委員] 以前の部会の参考資料に「名古屋市における戦略的アセスメント制度導入のあり方について」という検討委員会の報告書がありました。この報告書では、計画段階で、いろんな環境問題に対して、どれだけ事業者が事前に検討できるか、また、市民が参加することによって、持続可能な社会が自分たちの問題として位置づけられるかということが、制度の趣旨としてありました。今回の見直し、特に配慮書においては、こういった基本的な趣旨が十分に位置づけられないといけないと思います。

そういう意味において、配慮書の説明会については、努力目標という話になってはいましたが、中間とりまとめの参考資料5において、配慮書の説明会について、実線ではなくても点線でもいいので、その表現があってもいいのではないかと思います。その辺についてどうでしょうか。

[事務局] 配慮書における説明会は、事業者の周知の中の1つの方法ということで、事業者がより最適なものを選んでいただけるような柔軟な制度、事業の特性に応じて選ぶような仕組みにしていこうという考え方がありますので、義務づけではなくて努めるという位置付けで取りまとめの内容としたいと思っております。当然、我々が事業者と話して、それが望ましいなら、是非やっていただくような話はします。

参考資料5で、配慮書の説明会について記載ができないかということですが、事業者の欄に配慮書の周知がありますけれども、その中に説明会も含まれているという位置付けにさせていただきます。

[委員] 例えば方法書にも、方法書の周知、説明会の開催と書いてあるわけですから、そういう意味において説明会の開催というものも、義務ではないけれども、そういったものもあるということを入れていただいた方がいいと思います。

[事務局] 方法書と準備書の説明会は義務ですので、周知とは分けて考えています。そこはあえて差をつけないと、同じようなイメージになってしまいます。フローでは正しく表現することがひとつのルールですので、方法書と配慮書では考え方が違うということを明確にするという意味でもこのようにさせていただきます。

- [部会長] 違うのは分かりますので、細い破線か何かで書けないかということだろうと思います。本文では4頁のウの最後のところに、説明会を行うことが望ましいと書いてあります。
- [事務局] 周知だけを行うのが望ましいではなく、説明会という言葉もつけて、説明会もやっていただけるような表現にはさせていただきました。
- [委員] フローの中で、別に義務ではなくても書いてもいいような気はします。準備書段階の説明会の開催は従来どおりですので、二重枠ではないのですが、開催が義務づけられているかどうかということではなく、望ましい、やったほうが良いと書いてあるものですから、書いてもいいような気はします。フローに書いていないと、全く必要ないという誤解が生じる可能性があると思います。
- [事務局] 配慮書の周知の中に、住民の方にチラシを配ったり説明会をしたり、選んでもらうという意味ですので、あえて説明会だけ書くというのは位置づけが違ってくると思います、このフローでは特出しはしませんでした。
- [事務局] 委員の皆様にはリーフレットをお配りしています。この中に手続の流れが入っています。これは現行のアセス条例の手続で、この中で見ていただきますと、方法書については方法書の周知は書いてありますが、説明会は書いていません。これは、義務づけていないからです。他にも努力義務は色々あると思いますが、努力義務のことを、これだけでいいから書くのか、他のところは書かないのかということになりますので、パンフレットについては、やらなくてはいけないものについて書かせていただきたいと思っていますが、いかがでしょうか。
- [部会長] 具体的には、説明会を行うことが望ましいというのはどこに書かれるのですか。
- [事務局] 配慮書については、幾つか表現はあると思いますが、努めることとするといった表現で条例に書かれることになると思います。
- [部会長] 条例に書けば、開催が難しい場合にはやらなくてもいいということで、努力義務でも普通の事業者は原則説明会を開催するものと考えているのですが。
- [事務局] そういう制度のとり方もあるとは思いますが、以前の部会で説明した趣旨から言いますと、原則、説明会を開催して何らかの事情があるときにはやらないということよりは、まだ事業計画が固まっていないし、場所も基本的には複数あったほうが良いという段階ですので、対面式の説明会か、あるいはもっといい方法があるかも知れないので、事業者が住民の方に配慮書の中身を伝えることができる最も良い方法を行うということです。そのときに、図書閲覧については必ずやっってくださいといったことが表現できるような条文に、法規担当と相談しながらつくっていくものと考えています。
- [委員] これまでの部会の中で、説明会の開催が、すごく大変な業務であるという話が出ていますが、基本的には、この見直しでは、市民も計画段階から参加できるといった趣旨があるわけです。周知の中に説明会があるという話もわかりますが、事業者がより市民の声を積極的に聞くということからしても、この書き方について、もう少しアイデアを出してもいいと思います。
- 今までのやり方がこうだからということではなく、もっと広い意味において市民の参加について、この見直しの中で、ここまで変わったということが伝わるような表現にさせていただきたいと思います。
- [事務局] 法律の配慮書については、意見を求めること自身が努力義務です。この部分が、名古屋市は配慮書について一定期間の縦覧をして市民から意見を受け、審査会にも意見を求めようとしています。そういった意味では、できるだけ柔軟な制度の中でも、名古屋市は縦覧や意見を相手方に伝えるということをしていきますので、はっきりしているのではないかと思います。
- [委員] 確か東京都では説明会が義務づけられていました。東京都では義務づけられて、名古屋では義務づけしないということで、東京都はどのように義務づけがされているのか、その経過を、もし知っていたらお聞きしたいのですが。
- [事務局] 理由までは承知していませんし、経緯も聞いたことはありません。東京都の制度はすべての事業に対して配慮書を求めているのではなく、東京都庁が行う事業だけを対象にしています。これは推測ですが、そういう意味で少し率先的な部分も入ってきているかと思っています。
- 公共事業、公共的な事業については、もう少し義務を課すという考え方もあるかも知れませんが、名古屋市の条例では、民間企業も含めた一定規模以上のすべての対象事業について同じ

制度でやっていくという中では、東京都の制度よりは少し義務づけのランクが厳しくなる方向になっていると思います。

[部会長] 前々回の部会で、色々と議論をして、義務付けは難しいだろうということで努力目標にしようということになりました。ここに説明会を行うことが望ましいと書いてあるというのは、ひとつ前進だと思います。

[委員] 現在の条例規則では、方法書の説明会については義務付けていないので、何も書いてありません。先ほどの説明で、新しい制度だと説明会が望ましいというような趣旨が、条例か何かに書かれるという話がありました。

[事務局] 今の制度では、準備書段階だけに義務づけがしてあります。

[委員] 方法書についての説明会の開催は、望ましいということではなかったのですか。

[事務局] ありません。説明会という言葉自体が出てきていません。

[委員] そうであればやはり条例に、配慮書の説明会をするように努力するということをしきんと入れて欲しいと明記しておかないと、入らない可能性がありますね。

[事務局] 方法書の説明会については、準備書の説明会の部分の条文と同じような内容を書くことになります。配慮書については、環境審議会の答申として説明会が望ましいという形にまとめていただきますと、義務でなくても事業者に対して説明会の開催に努めるようなことを、条例もしくは規則で明示的に記載することになりますので、事務局としては、その方向でこれから具体的な条文の検討をしていくこととなりますが、条例は議会の議決事項になります

[部会長] 条例には99%入る。努めなければならないですね。

[事務局] そういう心持ちで4頁の最後に記載しています。

[部会長] 説明会を行うことが望ましいということですが、フローには入れづらいということですね。また、検討していただければと思います。

[委員] また、検討してください。

[部会長] こういう意見があったということですのでお願いします。ほかに、いかがでしょうか。

[委員] 感想になってしまいますが、本当に実効性のある環境政策というものを実現し、環境を守るためには、環境影響評価制度よりも効力を持つ制度を充実させる必要があるという気がします。特に上位計画自体が、市民の意見を十分取り入れるような、例えば2050年に名古屋市民はどういう生活を希望しているのかというビジョンがあれば、それに向けて今後の都市計画をどのようにしていくかというロードマップがつかられないといけないと思います。

それは、都市計画だけでなく税制もそうですし、今の5%減税で大丈夫かという気もしますが、いずれにしても、あらゆる制度に関係することで、お金もかかりますし、いろんな総合的な将来的なプランを具体化していくシステムが必要だと思います。そういったものを附帯意見でもいいので、書いておいていただければいいと思います。環境影響評価制度は非常に限界がある制度だというのは改めて痛切に感じました。

[委員] 以前から議論があったと思いますが、10頁の対象事業のAで書かれているように、規模要件に満たない事業があります。こういう制度の中では、ある一定の規模で線引きせざるを得ないので、アセス制度には限界があります。今回の見直しの中で、アセス制度の限界をフォローするために、事業規模を限定しないで環境に対する影響が大きいと思われる場合に、どこかの機関、審査会や専門の人たちで、起こり得る環境への影響について検討したり審議したりするシステムについても、もう少し突っ込んで考えてもいいと思います。

ほかの法律で網羅できる場合はいいのですが、できない場合がいっぱい出てくると思います。だから、そういったものに対して、どういう仕組みをつくるかということが、すごく大切な気がします。そういう意味において、この部会でも、もう少し突っ込んで、どういう部署をつくらなければならないとか、その辺のところも検討する必要があると思います。

[部会長] 環境基本計画などで色々と考えられて、そのひとつがこの環境影響評価制度ですね。

[事務局] おっしゃられている意味は、環境部局の人間は皆、十分認識していると思います。他の制度が必要かどうかということではありますが、実際はそれ以外のところでも色々な環境問題について、何とか配慮していこうということではやっています。

今、部会長からもお話がありました。名古屋市環境基本計画について環境審議会から答申をいただいて、2050年のビジョンに向けて、2020年までに行っていくことについて施策の体

系をつくりながらやっていきます。環境アセスメントについても、それに見合った水の環、ヒートアイランドなどを環境要素に加えていくという方向でご答申をいただくという理解をしています。私どもで出来ることは、今のアセスをより良いものにして、より良い環境をつくっていくことだと考えています。

[委員] 私は、今回のこの部会の中で、その問題をどう考えるかという話をしているのです。例えば、対象事業の種類と規模があり、今の規模要件に満たない事業の問題をどう扱うかというときに、ここでは扱っていないという話を一生懸命しています。しかし、そうではなくて、そういった満たない事業であっても、環境に害と考えられるような場合においては、どうしていくのだということが、部会の中で話をされないといけないと思います。

大きな社会情勢の変化がないと考えると書いてありますが、10年前に条例ができて、この10年の間に、生物多様性の法律などもできていますし、社会の状況は相当変化してきているわけです。そういったことから考えれば、対象事業ということに対して、満たない事業に対しての取り扱いをどのように考えていくのか、何らかの形で示されることが大事だと思います。

[部会長] この部会では法改正に伴って条例を改正するという事ですので、時間的に手に負えません。

[事務局] もともとアセスメントというものは、一定規模以上のどこかで線を引かなければいけませんので、他都市の条例なども示しています。

[委員] どこかで線を引かないといけないことはわかります。

[事務局] 生物多様性の新しい法律などが出てきたということは、私どもも認識していますし、名古屋市環境基本計画の中でそういう考え方も出てきていますので、環境要素の中にそういうものを踏まえていこうということで話をさせていただいています。

[委員] それならば、アのところで、「満たない事業であっても、変化がないと考えることから、現行のまま引き続き運用をすることが適当である」とまで書いているので、この表現をもう少し直していただけたらと思います。

[事務局] 環境影響評価を行わせるという視点で書いていますので、そういう形になると思います。一般的な環境への配慮という視点で文章を作るのであれば、違った表現になってくるかもしれませんが、これは、これからの名古屋市の環境影響評価制度のあり方についての中間とりまとめですので、それは視点が違うのかなと思います。

[委員] 逆に言えば、手続を行うということが基本的にあるわけです。事業者も持続可能な社会と一緒につくっていくという視点に立てば、手続という話ではないと思います。

[事務局] 事業者と一緒にやっていくために、事業者にも市民にも理解して、納得してやっていただけるという制度で、配慮書についても考えていただきましたし、直すべきところについても見ていただいたと考えています。

[委員] 今のことは、ここは書き過ぎの可能性があるのでないかというご指摘ですから、表現をもう少し変更すれば、ほぼ皆さんご納得いただけるようなものになると思います。

[事務局] 私どもとしては、10頁の工(ア)の「対象事業の規模要件に満たない事業であっても、周辺の環境を悪化させる可能性はある」というところまでは踏み込んで言ったつもりです。ここまで言えないのではないかという議論もある中で、対象事業の規模より小さいものであっても悪化させることがあるということは認めて書いてあります。それから、今の対象事業の種類と規模がこれでいいという認識ではないということで、最後の13頁の3将来的な検討課題の3つ目の段落で、対象事業の種類と規模については引き続き検討が必要だということをやっています。

今回、配慮書や方法書以降についても制度強化を織り込んであります。対象事業にも手をつけると非常に過大になるということもあり、今回は制度の仕組みそのものについて重点的に議論をいただいています。ただ、見直しはこれで終わりではなく、対象事業の種類と規模についてもきちんと検討していくという答申をいただくという形で考えていますので、その部分は、委員がおっしゃることとそんなに離れていないのではないかと考えています。

[委員] 現行の種類と規模要件で適当だと書いてあるので、これは書き過ぎではないかというご指摘だと思います。13頁の文章をここへ持ってくればいい気がしますが。

[事務局] 答申に何を書き込むかということで、2については一定の結論を出したものの、結論が出ていないのは13頁の3に入れるという構成にしてあります。対象事業について結論的なものがない

と、では、どうするのかという話になってしまいますので、今回は、対象事業はこのままにするということにしています。

[委員] 逆に言えば、適当であるという話になってしまいますので、言い回しを少し変えることが必要だと思います。それを受けて、将来的な検討課題というところに書くということだったらわかります。

[委員] 規模が小さいものも環境悪化の可能性はあるということでは、多分皆さん同じ考えだと思います。

[部会長] 事務局としてはあまり書きたくないけれども、あえて書いたのですね。

[委員] 13頁と入れかえればいいと思います。

[部会長] 10頁の「運用することが適当である」の「適当」がよろしくないということでしょうか。

[委員] そうです。悪化の可能性があっても問題ないという表現になります。

[委員] 社会情勢の変化がないというのも、どうかという感じがします。

[事務局] 昭和54年に要綱をつくり、平成11年に条例を施行する際に、一度対象事業の要件を変えています。その時は、経済成長などで例えば大規模ビルについて、高さ60mを100mに緩和する、あるいは、工場や事業所について別の視点を入れるといった観点で変更をしました。そういったスパンでいくと、平成11年から平成23年にかけて、そこまでの変化はないのではないかと思います。

[委員] 去年のCOP10の愛知ターゲットなどは、もう少し細かな施策をやるようにという趣旨だと思います。そうすると、それひとつをとっても社会情勢の変化があった可能性はあります。ですから、「この市域において」以降のところは、もう少し表現を変えていただいたほうがいいと思います。

[事務局] 「適当である」というのが、ひっかかっていると思いますので、「当面はこのまま行く」というようなニュアンスに。

[委員] いや、今回は特にここまでは見直しの対象にしなかったけれども、引き続き検討が必要であるという趣旨になればいいと思います。現在の状態がいいとは考えていない、要するに検討課題だということがはっきりすればいいと思います。

[事務局] ニュアンスが伝わる形で、10頁の方で少しやわらかい表現で整理をさせていただきます。13頁と表現が重複しないようにしたいと思います。

[委員] 社会情勢については、色々な意味合いで変わってきています。持続可能な社会をつくるための法律もできていますし、環境に関する部会ですから、そういったことを的確にキャッチし、進んで取り入れる必要があります。見直しをする姿勢があるならば、そういった表現が出てこないとおかしいと思います。そういう意味においても、やはり表現は慎重にもう少し前向きな見直しということを入れていただきたいと思います。

[事務局] 強い要請ですので、お許しいただければ事務局で案をつくりまして、各委員にお送りして調整させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

[部会長] よろしいですか。適当という言葉は使いたくないということと、社会情勢、意識の変化はあるのではないかと思います。他にありますか。

[委員] 8頁の上から4行目、「要約書を市民が準備書の内容に関心を持つための図書として明確に位置付ける」とありますが、明確に位置づけるということは、市民が理解しやすいように簡単な語彙を使うとか挿絵を使うとかそういうことですか。

[事務局] 例えば、技術指針や図書の手引きに、要約書は関心を持っていただけるための図書として、このようにつくってくださいということを明文化します。

[委員] このようにつくってくださいというのは、どういうことですか。

[事務局] 今の要約書は抜粋形式ですので、市民が要約書を広げて、自分達に影響があるかどうかについて関心を持っていただけるような形になるように、手引きなどを準備したいと思っています。

[委員] 「関心」という言葉を使っていますが、もう一度説明していただけますか。どういうものをもって関心として書かれているのか。

[事務局] 準備書本体を最初に見るのは大変ですから、市民の方が、まず要約書を見た時に、この事業が自分達に大きく関係があるのかどうか、意見を出さなければいけないのか、といった関心を持っていただけるような、要約書にしたいということです。

- [部会長] 関心を持った人は、準備書を読むということですね。
- [委員] これは、関心を持つように書くという意味でしょう。
- [事務局] そうです。
- [委員] 関心を持った人たちではなくて、関心を持つような図書をつくるのがこの要約書の目的なのですね。
- [事務局] そうです。縦覧をしているときに、要約書を見て準備書の中身を読もうという関心を持っていただくという趣旨です。
- [委員] ということは、市民に影響が出るというような、具体的なところにスポットを当てて要約するというのでよろしいのですか。
- [事務局] そういうイメージです。
- [部会長] 同じ頁ですが、「工事の長期化と長期中断」という、この長期中断の「長期」は要らないと思いますので検討してください。
- [事務局] 1年、5年という長いスパンで中断されると事後調査の流れが変わってしまうという意味です。
- [部会長] それはよくよくわかりますが、文章中も、ただの「中断」だから「長期」は要らないと思います。
- [委員] 長期中断というのは。工事の長期化とは別のものですか。
- [事務局] 長期化は、工事を施工している期間がずっと長引いているということで、中断は、工事を止めてしまうということです。
- [委員] ストップしているという意味があるということですね。
- [事務局] 中断期間が、例えば、休工しているという程度ではないということの意味しています。
- [部会長] それでは、中間とりまとめについては、10頁の文章を考えていただくということでご承認いただければと思います。今後のスケジュール等について、事務局の説明をお願いします。
- [事務局] 今日はどうもありがとうございました。
今後の予定ですが、来年1月に市議会の意見を聴き、その後、2月上旬から3月上旬にかけて、パブリックコメントを予定しています。それらが終わりましたら、3月末位で、部会を開催させていただいて、市民意見をどのように反映するか整理して、部会報告を取りまとめたいと考えています。今いただいた課題については、精査して内容を連絡しますのでよろしく願います。
- [部会長] ありがとうございました。
- [委員] パブリックコメントを受けて、この案を練り直すということでもよろしいですか。
- [事務局] 簡単に言えばそういうことですが、意見を反映できる場所があれば、その部分を修正、追加、あるいは削除することになると思います。パブリックコメントと部会の考え方と一緒に告示したいと思っています。
- [部会長] それは1回で済みますか。
- [事務局] 1回で終わりたいと思っています。パブリックコメントは、3月上旬までで、部会は3月下旬に開催したいと思っていますが、沢山の方から多様なご意見を伺いますと、4月になるかもしれないと危惧していますが、出来れば年度内と考えています。
- [委員] 部会の案がまとまったらどのようになるのですか。
- [事務局] この議論は、環境審議会から部会におろされたものですので、環境審議会で答申をいただくこととなります。環境審議会では部会長から委員の皆様にご話をさせていただき、意見を取りまとめていただいて、何もなければそのまま答申ということとなります。環境審議会がいつになるのかということは、私どもでは取り仕切っていないので、取り仕切っている者と相談をさせていただきます。
- [部会長] 今日は、本当にありがとうございました。